

S N S 型詐欺かもしれません... その相手大丈夫ですか？

以下の話が出たら、まず疑ってください！

S N S 型投資詐欺

- ・ S N S 上で投資に関するグループトークに誘われた。
- ・画面上で利益が出ているように見せかけられ、さらに高額な金銭の要求をされた。
- ・著名人の名前や投資専門家を騙る広告の URL をクリックした。
- ・ S N S で知り合った相手から「儲け話」をされた。

ロマンス詐欺

- ・海外居住者または海外在住経験のある人物から S N S やマッチングアプリを通じて連絡があった。
- ・メールなどでやり取りをして恋愛感情や親近感を抱かせた。
- ・荷物の関税を払ってほしいと言われた。
- ・二人のために貯蓄や投資をしようと勧められた。

繰り返し金銭を要求した後、音信不通になります！

被害に遭わないために

- ・ S N S やマッチングアプリで知り合った相手からお金の話が出たら詐欺の可能性が高いです。「かならず儲かる」などの言葉は信用せず、注意して下さい。
- ・恋愛感情・親切心・信頼感を利用されている事に気が付いていない場合があります。冷静に対応しましょう。

二次被害にも注意してください

- ・被害にあった後、被害額を取り戻すことができる等の期待を抱かせるインターネットや S N S 上の広告を見て弁護士に依頼し、着手金を払ったが対応してもらえなかったといったトラブルも発生しています。大阪弁護士会で弁護士を紹介していますので、弁護士探しに迷われた時は弁護士会へ相談するのも一法です。

大阪弁護士会総合法律相談：06（6364）1248

不安を感じたときや被害に遭われた時は、お近くの警察署または消費生活相談窓口にご相談ください。

- 豊中警察署：06（6849）1234
- 豊中南警察署：06（6334）1234
- 豊中市立生活情報センターくらしかん消費生活相談窓口：06（6858）5070
月曜～金曜 9時～17時（祝日除く）